

特定施設届出地区

以下の特定施設一覧に該当する施設について、届出対象行為に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

■特定施設一覧

対 象	
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。）第2条第6項】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
【条例第2条第6項】 危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第3条第1項第1号】 飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
【規則第3条第1項第3号】 旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等
【規則第3条第1項第4号】 太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	太陽光発電施設

■届出対象行為

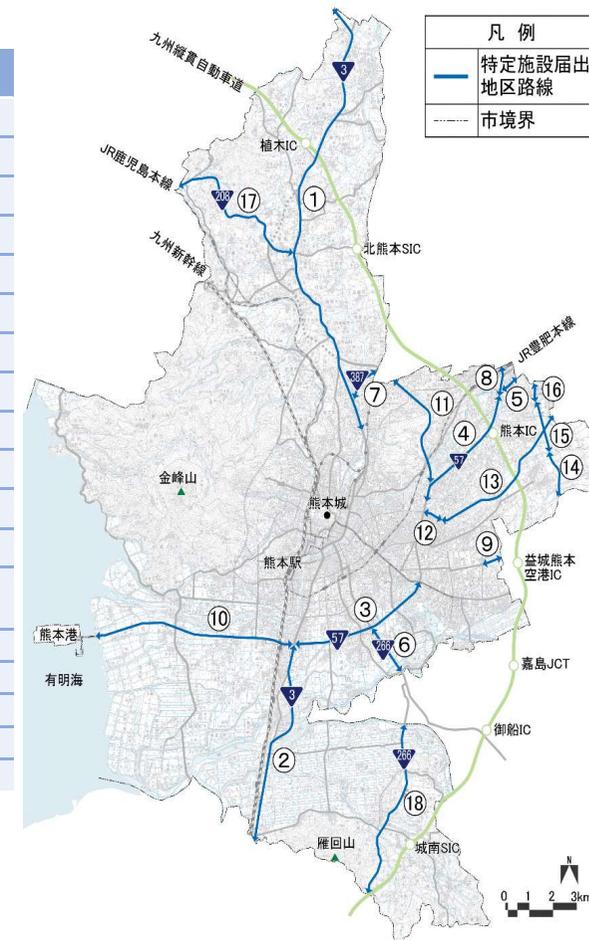
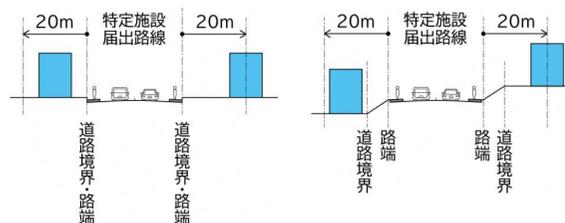
行為の種別	届出対象規模
【条例第9条第1項第1号イ（ア）】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの ・当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1項第1号イ（ア）】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの ・遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ ^{※1} 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの

※1 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる

■特定施設届出地区

	路線名	始点	終点
①	国道3号	市道山室高平3丁目第1号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道3号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道57号（東バイパス）	県道熊本高森線との交点	国道3号との交点
④	国道57号（東バイパス）	県道熊本空港線との交点	国道57号（菊陽バイパス）との交点
⑤	国道57号（菊陽バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道266号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道387号	国道3号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第2号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道3号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	国道3号（北バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅帯山線	国道57号（東バイパス）との交点	都市計画道路保田窪菊陽線との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線 （国体道路東西線）	都市計画道路熊本駅帯山線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	市道戸島町第51号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬戸戸島線（国体道路南北線）	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道208号	国道3号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

※区域の範囲は、路端から20m以内の敷地とする。
 ※区域の範囲にかかる特定施設を届出対象とする。（図参照）



特定施設届出地区の対象路線位置図

■添付図面

種類	明示すべき事項
位置図	・方位、道路、目標となる地物、行為の位置
配置図及び緑化計画図	・植栽等の位置、樹種、樹高及び本数、緑地面積 ・外構施設の位置、材料、面積 ・現況写真の撮影方向
立面図	・屋外設備、軒等の位置及び形状 ・壁面及び屋根の材料及び色彩（色彩のマンセル値を記載してください）
現況写真	・行為地を含む周辺の状況が分かること